

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲について

1. 柏の実学園の虐待事件に対する再発防止の取組みと改善状況

(経 過)

平成25年4月 虐待について通報（4月2回・5月3回）

町は3件の事案について虐待と確認し、根室振興局へ報告

（4月25日・5月7日・5月27日）

虐待事件新聞報道（25日）

6月 経営移譲を受けるために「移譲先法人が信頼回復のために執るべき行動」を町から柏の実会へ要請（6日）

7月 北海道・根室振興局から柏の実会へ文書にて改善勧告（3日）

特養入所者家族説明会（24日・28日）

柏の実会から北海道、根室振興局へ文書にて改善状況報告（31日）

（改善経過等は柏の実会から振興局に対し随時報告）

「移譲先法人が信頼回復のために執るべき行動」は（町の要請）

- 1 入所者が安心して施設サービスを受けられるようにするために、
 - ・家族会に対し説明会を実施すること
 - ・二度と虐待行為が発生しないように全職員に対し職業倫理などの研修を行うこと
 - ・事故に至る危険性が生じた場合の対応方法をマニュアル化し、全職員に配布し周知徹底を図ること
- 2 事故検証による事故の原因とその改善策及びその効果
 - ・第三者による、虐待を起した職員に対しなぜ虐待を起したのか、その背景を聞き取り原因を明らかにし、今後の再発防止に向けた改善策を具体化し、再発防止と支援の質の向上に努めること。
- 3 第三者を含めた虐待防止委員会の設置
 - ・第三者による事故検証から虐待の原因を分析し、発生防止策の検討・検証を行う委員会を設け、虐待防止改善計画を策定すること。
- 4 法人組織体制の見直しと処分
 - ・理事を含めた管理監督体制を見直すこと
 - ・虐待に関係した職員や役職員の責任を明らかにし、処分を行うこと

2. ユニット型施設になると利用者負担額は？・・・利用者負担額の軽減施策

多床室型施設から個室ユニット型施設に変わることにより利用者負担額は増額となる。

(1. 4倍から2倍の範囲で増額)

利用者負担額の軽減施策として

(1) 「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の導入

※「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」とは

低所得者で、特に生計が困難である方について、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減するものです。この制度を利用することで、生活保護受給者の方もユニット型施設に入所が可能となります。

(2) 町独自の激変緩和措置を創設

更なる利用者の負担軽減を図るため、当分の間、町独自の助成制度で利用者負担増額分を緩和（段階的に引き上げ）

※既存施設での民営化によっては利用者負担額は変わりません。

※平成27年度に介護報酬改定が予定されており、利用者負担額の改定も想定されます。

3. 経営移譲と建替えのスケジュール

平成26年 2月 経営移譲と建替えにかかる基本協定の締結

4月 経営移譲・柏の実会が運営開始（4月1日）

6月 新施設工事着工

鉄筋コンクリート2階建て

建築面積 3,949.91㎡（計画）

延床面積 6,208.29㎡（計画）

<特別養護老人ホーム>

全室個室 入所90床（現86床）

短期入所10床（現8床）

<デイサービスセンター>

定員30名（現30名）

平成27年10月 新施設供用開始・既存施設解体・外構工事

(問い合わせ先)

福祉部特別養護老人ホーム建設準備室 電話 75-2111 内線1331

メール toku-junbi@betsukai.jp